

上尾市学校給食専門委員会設置要綱

〔令和5年3月31日〕
教育長 決 裁

(設置)

第1条 上尾市立小学校（以下単に「小学校」という。）及び上尾市立中学校（以下単に「中学校」という。）における学校給食（学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食をいう。第3条及び別表において同じ。）を円滑に運営し、及び推進するため、上尾市学校給食専門委員会として次に掲げる専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

- (1) 小学校献立専門委員会
- (2) 小学校物資専門委員会
- (3) 中学校献立専門委員会
- (4) 中学校物資専門委員会
- (5) 小中学校指導専門委員会

(定義)

第2条 この要綱において「小学校栄養職員」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条各号列記以外の部分に規定する学校栄養職員に該当する者であつて、かつ、小学校に置かれるものをいう。

2 この要綱において「中学校栄養職員」とは、市町村立学校職員給与負担法第1条各号列記以外の部分に規定する学校栄養職員に該当する者であつて、かつ、中学校に置かれるものをいう。

(所掌事務)

第3条 専門委員会の所掌事務は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 小学校献立専門委員会 小学校の学校給食に係る献立の作成並びに新しい献立及び製品の研究に関すること。
- (2) 小学校物資専門委員会 小学校の学校給食に係る物資の納入業者の選定並びに物資の選定及び購入に関すること。
- (3) 中学校献立専門委員会 中学校の学校給食に係る献立の作成並びに新

しい献立及び製品の研究に関すること。

(4) 中学校物資専門委員会 中学校の学校給食に係る物資の納入業者の選定並びに物資の選定及び購入に関すること。

(5) 小中学校指導専門委員会 小学校及び中学校の学校給食に係る指導その他学校給食の調査研究に関すること。

(組織)

第4条 専門委員会は、別表の左欄に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者のうちから教育長が指名する者をもって組織する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 専門委員会に、それぞれ委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある委員をもって充てる。

(1) 小学校献立専門委員会、小学校物資専門委員会及び小中学校指導専門委員会 小学校の校長

(2) 中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会 中学校の校長

3 副委員長は、次の各号に掲げる専門委員会の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職にある委員をもって充てる。

(1) 小学校献立専門委員会及び小学校物資専門委員会 小学校の教頭

(2) 中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会 中学校の教頭

(3) 小中学校指導専門委員会 中学校の校長

4 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 専門委員会の会議は、それぞれ当該専門委員会の委員長が招集し、その議長となる。

(関係者の会議への出席等)

第8条 専門委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 専門委員会の庶務は、小学校献立専門委員会、小学校物資専門委員会及び小中学校指導専門委員会にあつては教育委員会事務局学校教育課において、中学校献立専門委員会及び中学校物資専門委員会にあつては教育委員会事務局学校教育課中学校給食共同調理場（別表において「共同調理場」という。）において、それぞれ処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、それぞれ当該専門委員会の委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市立中学校給食専門部会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 上尾市立中学校給食専門部会設置要綱（平成4年12月28日教育長決裁）

(2) 上尾市立小学校給食専門委員会設置要綱（平成5年1月8日教育長決裁）

(3) 上尾市立小学校給食運営委員会設置要綱（平成5年1月8日教育長決裁）

(上尾市立中学校給食専門部会設置要綱の廃止に伴う経過措置)

3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の上尾市立中学校給食専門部会設置要綱第1条の規定に基づき設置された専門部会の委員である者の任期は、同要綱第4条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

別表（第4条関係）

<p>小学校献立専門委員会</p>	<p>(1) 小学校の校長の職にある者（1人）</p> <p>(2) 小学校の教頭の職にある者（1人）</p> <p>(3) 小学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの （3人）</p> <p>(4) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小 学校栄養職員（7人以内）</p> <p>(5) 小学校の給食調理員の職にある者（3 人）</p>
<p>小学校物資専門委員会</p>	<p>(1) 小学校の校長の職にある者（1人）</p> <p>(2) 小学校の教頭の職にある者（1人）</p> <p>(3) 小学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの （3人）</p> <p>(4) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小 学校栄養職員（7人以内）</p> <p>(5) 小学校の給食調理員の職にある者（2 人）</p>
<p>中学校献立専門委員会</p>	<p>(1) 中学校の校長の職にある者（1人）</p> <p>(2) 中学校の教頭の職にある者（1人）</p> <p>(3) 中学校の教諭の職にある者であって、 学校給食に関する校務を担当するもの （3人）</p> <p>(4) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中 学校栄養職員（2人）</p> <p>(5) 共同調理場の栄養士の職にある者（1 人）</p>
<p>中学校物資専門委員会</p>	<p>(1) 中学校の校長の職にある者（1人）</p> <p>(2) 中学校の教頭の職にある者（1人）</p> <p>(3) 中学校の教諭の職にある者であって、</p>

	<p>学校給食に関する校務を担当するもの (3人)</p> <p>(4) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中学校栄養職員(2人)</p> <p>(5) 共同調理場の栄養士の職にある者(1人)</p>
<p>小中学校指導専門委員会</p>	<p>(1) 小学校の校長の職にある者(1人)</p> <p>(2) 中学校の校長の職にある者(1人)</p> <p>(3) 小学校の教諭の職にある者であって、学校給食に関する校務を担当するもの(22人)</p> <p>(4) 中学校の教諭の職にある者であって、学校給食に関する校務を担当するもの(11人)</p> <p>(5) 小学校の栄養教諭の職にある者又は小学校栄養職員(2人)</p> <p>(6) 中学校の栄養教諭の職にある者又は中学校栄養職員(2人)</p>